

○監査委員会規程

平成29年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、聖マリアンナ医科大学病院（以下「大学病院」という。）に、医療法第16条の3第1項第7号及び医療法施行規則第9条の23第1項第9号に基づく監査委員会（以下、「監査委員会」という。）を設置することを目的とする。

(組織及び委員)

第2条 監査委員会は委員3名以上をもって構成し、そのうち1名を委員長とする。

2 委員長及び委員は、理事長が任命する。

3 委員の過半数は、大学病院と利害関係のない者から選任する。

4 大学病院と利害関係のない委員（以下「外部委員」という。）には、次に掲げる者を含むものとする。

(1) 医療に係る安全管理又は法律に関する識見を有する者その他の学識経験を有する者。

(2) 医療を受ける者その他医療従事者以外の者（前号の者を除く）

5 理事長は、監査委員会の委員及び選定理由を公表する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合は、理事長は直ちに後任の委員を任命する。

3 後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(業務)

第4条 監査委員会は、次に掲げる業務を行う。

(1) 医療安全管理責任者、医療安全管理室、医療安全対策委員会、医薬品安全管理責任者及び医療機器安全管理責任者等の業務について適切に実施されているか等について、大学病院長等から報告を求め、又は必要に応じて自ら確認を実施する。

(2) 必要に応じ、理事長及び大学病院長に対し、医療に係る安全管理についての是正措置を講ずるよう意見を表明する。

(3) 前各号に掲げる業務について、その結果を公表する。

(開催)

第5条 監査委員会は、年2回開催する。ただし、必要があるときは随時開催することができる。

(監査委員会の招集)

第6条 監査委員会は、委員長が招集する。

2 委員は、必要があるときは、委員長に対し監査委員会の招集を請求することができる。

(審議及び決議)

第7条 監査委員会は、委員長が議長となり、審議する。

2 監査委員会は、過半数を超える委員が出席しなければ開催することができない。

3 監査委員会の決議は、出席委員の過半数をもつて行う。

(監査委員会の運営)

第8条 監査委員会の運営等に関する事項は、監査委員会が定める。

(守秘義務)

第9条 委員長及び委員は、審議内容、結果等業務上知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。委員を退任した後も同様とする。

(事務)

第10条 監査委員会の事務は、事務部管理課が担当する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。